

(案)

平成 19 年度 中小企業支援計画

目 次

	頁
． 中小企業支援計画策定の意義.....	1
． 平成19年度の基本方針.....	2
． 国の事業.....	2
1． 事業の実施体制.....	2
2． 事業の概要.....	2
(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進.....	2
地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援.....	2
ア 中小企業地域資源活用プログラム.....	2
a 市場志向型ハンズオン支援事業.....	2
b 地域資源活用売れる商品づくり支援事業.....	3
c 地域資源活用型研究開発事業.....	3
d 地域企業化力向上支援事業.....	3
イ JAPANブランド育成支援事業.....	3
ウ 小規模事業者新事業全国展開支援事業.....	3
経営革新・新事業展開支援.....	3
ア 新連携支援事業.....	3
イ 経営革新支援アドバイザー事業(旧シニアアドバイザー事業).....	4
ウ 創業人材育成支援事業.....	4
エ 企業等OB人材活用推進事業.....	4
(2) 中小企業の経営基盤の強化.....	4
中小企業の技術力向上のための支援.....	4
ア 戦略的基盤技術高度化支援事業.....	4
イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業.....	4
ウ 中小企業への計量標準基盤強化事業.....	5
エ 中小企業基盤技術継承支援事業.....	5
オ 中小企業知的財産啓発普及事業.....	5
中小企業の人材確保・育成支援.....	5
ア 若者と中小企業とのネットワーク構築事業.....	5
イ 中小企業少子化対応経営普及事業.....	5
ウ 中小企業ものづくり人材育成事業.....	5

中小小売商業の振興支援.....	6
ア 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業.....	6
イ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業.....	6
ウ 全国商店街振興組合連合会指導事業.....	6
小規模事業者等支援事業（商工会等指導事業）.....	6
中小企業連携組織対策推進事業.....	6
下請取引適正化・下請中小企業振興対策事業.....	6
中小企業事業承継円滑化支援事業.....	6
(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化.....	7
中小企業再生支援協議会事業.....	7
早期転換・再挑戦支援窓口事業.....	7
. 都道府県等の事業.....	7
1 . 事業の実施体制.....	7
2 . 事業の概要.....	7
(1) 中小企業の経営の革新や新事業展開への支援.....	7
地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援.....	7
経営革新支援事業.....	7
その他の経営の革新や新事業展開への支援事業.....	8
(2) 中小企業の経営基盤の強化.....	8
中小企業支援センターによる支援.....	8
ア 都道府県等中小企業支援センター事業.....	8
イ 地域中小企業支援センター事業.....	8
中小企業の人材確保・育成支援.....	8
ア 支援人材能力開発事業.....	8
中小小売商業の振興支援.....	8
ア 商店街振興組合指導事業.....	8
小規模事業者に対する支援.....	8
ア 経営改善普及事業.....	8
イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業.....	8
中小企業連携組織対策事業.....	9
その他の経営基盤の強化に資する事業.....	9

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化.....	9
経営安定特別相談事業.....	9
その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業.....	9
. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業.....	9
1 . 事業の実施体制.....	9
2 . 事業の概要.....	1 0
(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進.....	1 0
地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援.....	1 0
ア 地域企業化力向上支援事業（再掲）.....	1 0
経営革新・新事業展開支援.....	1 0
ア 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業.....	1 0
(2) 中小企業の経営基盤の強化.....	1 0
相談・情報提供による支援.....	1 0
ア 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業.....	1 0
イ 中小企業ビジネス支援検索サイト運営事業.....	1 0
ウ 中小企業海外展開支援事業.....	1 1
中小企業の技術力向上のための支援.....	1 1
ア 戦略的基盤技術高度化支援事業.....	1 1
中小企業の人材確保・育成支援.....	1 1
ア 人材養成事業.....	1 1
a 中小企業者向け研修.....	1 1
b 中小企業支援人材に対する研修.....	1 1
中小小売商業の振興支援.....	1 2
ア 中心市街地商業活性化診断・サポート事業.....	1 2
イ 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業.....	1 2
ウ 商業活性化アドバイザー派遣事業.....	1 2
中小企業事業承継円滑化支援事業（再掲）.....	1 2

平成19年度 国の中小企業支援計画（案）

．中小企業支援計画策定の意義

中小企業は、我が国において企業数で99.7%、従業者数で71.0%を占め、我が国経済社会の活力の源泉として、また、地域経済の担い手として重要な役割を果たしている。我が国経済が持続的に発展を続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

このためには、国、都道府県等（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）はそれぞれの特性を活かして、これら中小企業の新事業展開や経営改善等の中小企業支援に総力を挙げて取り組むことが必要であり、その際厳しい財政事情を踏まえ、これらの機関の実施する中小企業支援事業がお互いに重複することなく計画的かつ効率的に実施されることが重要である。

このような観点から、国は中小企業支援法に基づいて、国、都道府県等及び中小機構が行う中小企業支援事業の内容を示した中小企業支援計画を毎年度策定・公表し、都道府県等は、当該支援計画に基づいて、それぞれの中小企業支援事業の実施に係る計画を定めることとしている。

平成18年度から、三位一体改革の一環として、中小企業支援事業に係る都道府県等に対する国からの補助金を廃止し、あわせて税源移譲を行うことにより、都道府県等がこれまで以上に地域の実情に応じた対策が講じられる仕組みとなった。今後、三位一体改革の趣旨及び地域の小規模事業者等の実情を踏まえ、特に小規模事業者関連事業については、より一層効果的な支援策が実施されることが期待される。

国は、各都道府県等が定める中小企業支援事業に係る計画を取りまとめ、公表することとしている。こうした一連のプロセスを通じ情報共有が図られ、国、各都道府県等及び中小機構、さらには中小企業支援機関の連携・協力が円滑になされることにより、一層効果的な中小企業支援の実現が期待される。

．平成19年度の基本方針

我が国の景気は、消費に弱さが見られるものの、全体としては回復を続けているが、多くの中小企業では未だ景気回復感を実感するにはほど遠く、地域、業種によってもばらつきが見られる状況にある。

このような状況認識を踏まえ、国としては、昨年7月に策定した「経済成長戦略大綱」において、「地域・中小企業の活性化」を重要な柱と位置付けたところであり、これに基づき、平成19年度において、以下の3つの視点を重視した中小企業支援施策を展開する。

地域中小企業の活性化（地域の応援）

中小企業の発展・再生の支援（企業の応援）

起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援（ヒトの応援）

さらに、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより格差の固定化を防止しようとする考えから、「成長力底上げ戦略」を実行していくこととしており、その柱の一つである「中小企業底上げ戦略」を実施すべく、今後施策の具体化を図ることとしている。

都道府県等及び中小機構が上記の国の施策を踏まえた計画を策定し、各主体の連携・協力が一層図られ、中小企業支援事業がさらに充実されることが望まれる。

．国の事業

1．事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興を図るため、都道府県等及び中小機構等の中小企業支援機関との密接な連携と協力の下、総合的な中小企業支援施策を実施する。

また、都道府県等における中小企業支援事業に係る計画の作成やその実施に関して、必要に応じて適切な助言を実施する。

2．事業の概要

（1）中小企業の経営の革新及び創業の促進

地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ア 中小企業地域資源活用プログラム | 10,125,156千円（新規） |
| a 市場志向型ハンズオン支援事業 | 2,028,081千円（新規） |
| 全国10か所（地域ブロックごと）に支援拠点を設置し、マーケティング | |

等に精通した専門家が、新商品・新サービスの開発・販売に取り組む地域中小企業等の相談に応じ、市場調査、商品企画、販路開拓、事業性の評価等に係るアドバイスなど徹底したハンズオン支援を行う。

b 地域資源活用売れる商品づくり支援事業 4,125,075千円(新規)

地域の中小企業、組合等による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等)を活用した新商品・新サービスの開発・販売の促進に向けた取組について、現在、国会で審議中の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案」が施行された場合、同法律による認定に基づき、市場調査、試作品の開発、展示会出展等に必要な費用を補助する。

c 地域資源活用型研究開発事業 1,956,000千円(新規)

地域において新産業・新事業の創出を図るため、地域資源を活用した新商品開発等を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発を支援する。

d 地域企業化力向上支援事業 2,016,000千円(新規)

地域の中小企業と外部のビジネスパートナーをつなぐコーディネート活動、商談会やアンテナショップの開設、フォーラムの開催、先進的な企業事例の普及を通じて地域中小企業の市場開拓力の向上を図る。

本事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構への交付金の事業として実施することから、「 . 2 . (1) ア」にも掲載している。

イ JAPANブランド育成支援事業 1,310,078千円(1,010,078千円)

地域の特性を活かした製品等の魅力・価値を更に高め、世界に通用する高いブランド力(「JAPANブランド」)の確立を目指し、商工会・商工会議所が地域の小規模事業者等と一丸となって新商品・デザインの開発・評価、展示会参加等を行う取組に対し総合的に支援する。

ウ 小規模事業者新事業全国展開支援事業 2,514,682千円(2,513,579千円)

商工会・商工会議所等が小規模事業者と協力して行う、地域の資源を活かした新たな製品の開発や全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組に対して支援する。さらに、各地域の取組に対する側面支援として、商談展示会の開催や専門家等を活用したアドバイザー派遣やマッチングの支援を行う。

経営革新・新事業展開支援

ア 新連携支援事業 3,457,201千円(4,112,999千円)

異分野の中小企業が有機的に連携し、その経営資源(技術、販路等)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る

取組（「新連携」）を支援する。

イ 経営革新支援アドバイザー事業（旧シニアアドバイザー事業）

1,800,036千円(1,800,036千円)

地域の中小企業支援機関の指導員等の中で、高い能力と経験を有する者を「経営革新支援アドバイザー」として位置付け、その者が属する機関を経営革新支援アドバイザーセンターとして、全国に180か所程度のセンターを設置し、創業や経営革新を支援する。

本事業は、平成18年度までは通称「シニアアドバイザー事業」という名称で実施していた事業である。

ウ 創業人材育成支援事業

1,614,981千円(1,614,545千円)

創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」（30時間程度の短期集中研修）を全国約260か所の商工会・商工会議所等で開催する。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を全国約200か所の商工会・商工会議所等で開催する。

エ 企業等OB人材活用推進事業

517,999千円(518,776千円)

退職後も自らの知識や経験を活かしたいという意欲を持つ企業等OB（OB人材）と、こうした人材をアドバイザーとして活用したいという中小企業とのマッチングを行うことで、中小企業の経営能力・技術力等の向上を支援する。

（2）中小企業の経営基盤の強化

中小企業の技術力向上のための支援

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

9,360,645千円(6,401,441千円)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき告示された「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を踏まえ、同法に基づき認定を受けた中小企業の革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーションを実現する研究開発を支援する。

イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業

190,000千円(200,000千円)

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業との間の緊密なコミュニケーションを通じ、「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」を図るため、川上・川下間の連携・すり合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、ビジネスマッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援する。

ウ 中小企業への計量標準基盤強化事業 300,000千円(550,000千円)
中小企業が行う加工・製造プロセスの精度・信頼性を客観的に証明し、製品の市場への供給を支援するため、地域の試験検査機関等による精度管理システムの構築や施設整備等を行う。

エ 中小企業基盤技術継承支援事業 270,668千円(488,231千円)
モノ作り中小企業が蓄積・保有する技術・技能の承継を円滑化するため、自社が有する設計・加工ノウハウ等を電子的に蓄積・活用する事を可能にする、汎用性の高いソフトウェアを開発し、中小企業者に提供する。

オ 中小企業知的財産啓発普及事業 100,006千円(100,006千円)
知的財産の活用・保護等の面で課題を抱えている中小企業のため、全国の商工会・商工会議所を「知財駆け込み寺」として、中小企業からの相談に対し、適切な公的機関や弁理士等の専門人材に取り次ぐ体制等を整備する。併せて、経営指導員の知的財産に関する能力向上のためのセミナーを開催する。

中小企業の人材確保・育成支援

ア 若者と中小企業とのネットワーク構築事業 1,796,256千円(1,899,875千円)
地域中小企業の特長や実情に通じたコーディネータが中心となって、経済団体やジョブカフェ、教育機関、地方自治体等と連携し、地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、橋渡しを行うことにより、地域レベルでの若者と中小企業とのネットワークを構築していく取組を支援する。

イ 中小企業少子化対応経営普及事業 47,490千円(89,567千円)
平成18年度に調査した仕事と育児を両立できる職場作り等、少子化に対応した経営を行っている中小企業の先進事例など具体的なケースをもとに、少子化対応経営のメリットをマネジメント手法として分析・整理し、中小企業者等に対する普及・啓発活動を実施する。

ウ 中小企業ものづくり人材育成事業 535,705千円(新規)
中小企業における人材育成・確保を行うため、高専等の有する設備やノウハウを活用し、中小企業のニーズに応じた講座と実習を行う若手技術者の育成支援や、地域の産業界、工業高校、行政等が一体となって行う工業高校への実践教育の導入を支援する。

中小小売商業の振興支援

ア 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業

3,300,000千円(2,455,000千円)

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づく地域の中小小売商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営等に対して重点的な支援を行う。

イ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業 2,971,500千円(2,889,790千円)

全国の商店街・中小小売商業集積において、少子高齢化、環境保全、安全・安心等の国家政策的課題に対応する商業活性化への取組に対して支援を行う。

ウ 全国商店街振興組合連合会指導事業 35,006千円(50,398千円)

全国商店街振興組合連合会が行う、各種情報提供や研修事業等に対して支援を行う。

小規模事業者等支援事業(商工会等指導事業) 568,087千円(571,204千円)

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う、指導や情報の収集及び提供等に係る事業等に対して助成する。

中小企業連携組織対策推進事業 1,239,828千円(1,172,494千円)

全国中小企業団体中央会がその会員組合等を対象とした研修会、講習会を開催する事業や、都道府県中小企業団体中央会等を様々な角度から指導する事業に対して助成する。

下請取引適正化・下請中小企業振興対策事業 144,001千円(215,025千円)

下請取引の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の普及事業を行うとともに、脱下請企業を図るための短期集中研修を実施する。また、財団法人全国中小企業取引振興協会及び都道府県の下請企業振興協会が連携し、下請取引あっせんに係る事業等に対して助成する。

中小企業事業承継円滑化支援事業 200,000千円(新規)

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための実務家ネットワークの構築、シンポジウム等による中小企業経営者への普及啓発、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を実施する。

本事業は、中小機構への交付金で実施する事業であるため、後述の「 . 2 . (2) 」にも掲載してある。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

中小企業再生支援協議会事業 3,321,000千円(3,050,118千円)

全ての都道府県に「中小企業再生支援協議会」を設置し、中小企業の再生への取組をきめ細かく支援する。更に、全国の中小企業再生支援協議会の活動を支援する全国組織を設置し、各協議会に対する助言、各種手続や対応の標準化、成功事例等のノウハウの共有などを促進する。

早期転換・再挑戦支援窓口事業 800,484千円(新規)

事業継続の見通しが見つからない事業の早期撤退の決断から新たな事業への再挑戦へと至る一連の流れについての相談窓口を全国に設置し、債務整理等の手続等のアドバイスを行う。

・都道府県等の事業

1. 事業の実施体制

都道府県等においては、地域経済活性化のため、国と適切な役割分担の下、地域経済及び各地の実情に応じた中小企業支援事業の実施に努めるものとする。

都道府県等は、三位一体改革の趣旨に基づき地域の実情を踏まえ実施することとなった事業については、中小企業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算を確保するとともに、より効果的な実施に努めることとする。

具体的には、都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターを活用した中小企業へのアドバイス事業を実施するとともに、中小機構や商工会・商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会等の中小企業支援機関との連携により情報提供におけるワンストップサービスの提供に努める。

2. 事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新や新事業展開への支援

地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援
地場産業の振興等、中小企業による地域資源を活用した取組を対象とする。

経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

中小企業支援センターによる支援

ア 都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいては、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のため、中小企業に対する相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、事業可能性評価委員会事業、中小企業者に対する研修事業等を実施する。

イ 地域中小企業支援センター事業

地域中小企業支援センターにおいては、中小企業の身近な支援拠点として、創業者や地域の中小企業のニーズに応じてきめ細かく相談事業等を実施する。

中小企業の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を実施する。

中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し行う指導事業等を実施する。

小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会・商工会議所及び都道府県商工会連合会において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣や若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業（経営改善普及事業）を実施する。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため、設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業を実施する。

中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中小企業団体中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業を実施する。

その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要な中小企業支援事業を実施する。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業者からの相談に応じる体制を整備する。

その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のための事業を実施する。

・独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構においては、全国9か所の支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家が、中小企業の成長発展段階に応じたきめ細かな支援体制の構築を図るとともに、ブロック内における中小企業支援体制の結節点として、都道府県等中小企業支援センター等の中小企業支援機関と連携、協力を進め、効果的な中小企業支援事業を行う。

また、中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用しながら、地域の中小企業、地方自治体及び中小企業支援機関等との連携体制を構築し、各地域ブロックの人材養成の中核機関として、ほかの研修機関等では行えない中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した研修や中小企業に就労している人材の能力向上に資する実践的な研修を実施する。また、それら人材の能力形成の機会を高めるため校外型研修の拡大など、その機能の充実強化を図っていく。

2. 事業の概要

以下の事業費は、国が中小機構へ交付金として交付する予算額。

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援

ア 地域企業化力向上支援事業（再掲） 2,016,000千円（新規）

地域の中小企業と外部のビジネスパートナーをつなぐコーディネート活動、商談会やアンテナショップの開設、フォーラムの開催、先進的な企業事例の普及を通じて地域中小企業の市場開拓力の向上を図る。

本事業は、国の「中小企業地域資源活用プログラム」の事業の一環として実施されるものである。（「 . 2 . (1) ア d 」に掲載。）

経営革新・新事業展開支援

ア 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業 698,000千円（898,000千円）

優れた技術シーズ、ビジネスアイディアの事業化による創業・新事業展開を促進するため、新事業開拓に取り組むことが困難な中小企業等に対する資金助成・コンサルティング支援等を行うとともに、起業・新事業展開等に挑戦する個人・ベンチャー企業を評価・提示する顕彰事業や創業意識を涵養するシンポジウム等の開催などにより、活動意欲のある人材・企業の輩出を促進する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

相談・情報提供による支援

ア 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業

1,298,370千円（1,425,488千円）

全国9か所の中小機構の支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、株式公開を視野に入れたベンチャー企業の支援や特許権の取得を絡めた経営戦略、直接金融による資金調達など高度な経営課題や、都道府県等中小企業支援センター及び地域中小企業支援センターでは対応が困難な、高度かつ専門的な案件若しくは都道府県域を超えるような案件を中心に、ブロック内のほかの中小企業支援センターと確実に連携を図り、適切な支援策を講ずる。

イ 中小企業ビジネス支援検索サイト運営事業 249,869千円（285,532千円）

中小企業支援に関する各種情報の提供、検索等を総合的に行えるポータルサイト（J-NET21）を運営し、インターネットで中小企業者及び中小企業

支援担当者等が必要な情報を容易かつ迅速に入手できるワンストップサービスを提供するとともに、3類型の中小企業支援センター間の情報の共有化を図ることにより中小企業支援体制の連携・協力を促進する。

本事業は、前述の「 2.(1) 地域企業化力向上支援事業」の内数である。

ウ 中小企業海外展開支援事業 287,565千円(228,352千円)

中小企業の国際化による事業展開を支援するため、中小企業の海外展開(海外進出、海外企業との業務提携・国際取引等)に係る経営課題の解決を図るための海外展開に関する有益な情報の提供、アドバイス等を実施する。

中小企業の技術力向上のための支援

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業 2,300,000千円(3,248,627千円)

中小企業ものづくり基盤技術高度化法に基づき、認定を受けた中小企業の革新的かつハイリスクな研究開発や生産プロセスのイノベーションを実現する研究開発を支援する。

中小企業の人材確保・育成支援

ア 人材養成事業 1,190,000千円(1,190,000千円)

中小機構は全国9か所に設置されている中小企業大学校等を活用して、各地域の中小企業のニーズや地域の特性をより反映した研修テーマ、研修実施場所の設定など多様な人材養成事業の実施を目指すものとする。

a. 中小企業者向け研修

中小企業の新たな事業活動への挑戦をきめ細かく支援するため、地域経済を牽引する産業・業種別にその経営課題の解決を支援する研修や中小企業に就労している人材の能力向上に資する実践的な問題解決型の研修を実施するなど、中小企業のニーズや地域経済への貢献を目的とする人材養成型研修に重点を置くこととする。

b. 中小企業支援人材に対する研修

中小企業の抱える経営課題の解決を支援する人材の養成について、養成課程を通じてより戦略的な診断・助言能力を付与するなど、高度でより実践的な支援能力の向上に努める。

中小小売商業の振興支援

ア 中心市街地商業活性化診断・サポート事業 246,466千円(371,469千円)
中心市街地活性化協議会等の協議を経て取り込まれる、商店街・商業者等による商業活性化事業を支援するための診断・アドバイスを行う。

イ 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 96,733千円(141,730千円)
中心市街地活性化協議会等の協議を経て取り込まれる、商店街・商業者等による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等、中小機構に登録されたアドバイザーを派遣する。

ウ 商業活性化アドバイザー派遣事業 20,533千円(20,533千円)
商店街活性化のための計画の策定、商店街振興組合の財務・労務等各商店街が抱える課題に対して、中小企業診断士等中小機構に登録されたアドバイザーを派遣する。

中小企業事業承継円滑化支援事業（再掲） 200,000千円（新規）
全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための実務家ネットワークの構築、シンポジウム等による中小企業経営者への普及啓発、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を実施する。

本事業は、「 ． 2 ． (2) 」にも掲載。